

島原商工会議所と有明町商工会は、 『島原市プレミアム付商品券』を発行します。

プレミアム付商品券の取扱登録店として、この事業に参加したいお店は、必ず申請が必要となります。

[登録資格] 島原市内のお店

※パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど登録店になれない場合もございます。(約款第15条及び第20条参照)

[受付期間] 令和8年1月5日(月)～16日(金)午前10時～午後3時

※土日・祝日を除く。

※受付期間内にご登録頂いた場合、「商品券使用可能登録店」として島原商工会議所のホームページへ掲載します。また、販売時に名簿を作成し、商品券購入者に配布します。ホームページは随時更新します。

[受付場所] 島原商工会議所、又は有明町商工会

[登録手続] 「島原市プレミアム付商品券発行事業参加申請書【様式第1号】」をご提出下さい。

※島原市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗で申請が必要となります。

※申請書は、島原商工会議所のホームページからダウンロードできます。

※申請手続きに下記のものをご持参下さい。

◆事業者代表者印 ◆事業者ゴム印

◆非会員で島原市内本店登記の法人事業者の場合は、登記簿謄本（3ヵ月以内、コピーでも可）を添付して下さい。【該当事業者のみ】

※登記簿謄本をご提出頂けない場合は、換金手数料が3%となります。ただし、

令和7年度島原市プレミアム付商品券発行事業に登録された事業所で、本店所在地に変更がない場合は、提出不要とします。

[換金手続] 消費者から受け取った使用済み商品券は、島原商工会議所(月・水・金)、又は有明町商工会(火・木)にて換金致します。

※土日・祝日を除く。

※下記の換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払い致します。

[換金手数料]

区分		換金手数料
島原商工会議所・有明町商工会会員(令和7年12月10日現在)		0%
上記非会員	個人・島原市内本店登記の法人	1%
	島原市外本店登記の法人	3%

◎詳細につきましては、島原商工会議所のホームページ掲載の約款等をご確認下さい。

◎登録手続及び換金手続は、混雑が予想されます。何卒ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

島原商工会議所

〒855-8550

島原市高島二丁目 7217

T E L 0957-62-2101

F A X 0957-62-2393

E-mail info@shimabara-cci.or.jp

有明町商工会

〒859-1415

島原市有明町大三東戊 1427-3

T E L 0957-68-0255

F A X 0957-68-0223

E-mail ariake@shokokai-nagasaki.or.jp